

2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業 業務委託仕様書

1. 事業名

2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業業務委託（以下「本業務」という。）

2. 事業目的と概要

大阪・関西万博奈良県実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、県内で1300年にわたり継承されてきた文化等を支える芸能や工芸等をストーリー化し、大阪・関西万博のテーマであるSDGs達成への貢献に向けたメッセージとして発信するための取組を実施予定である。

取組内容として、万博会場での催事開催とも一体化した県内における機運醸成や県内誘客に向けたイベント等を実施予定である。

本業務では、上記イベントのうち「クラフトフェア」への出展事業者の掘り起こし及び当該事業者のブランディングに係る業務を実施する。

クラフトフェアの実施等により、万博を単なる一過性のイベントではなく、奈良県の観光・産業が抱える課題を解決していくための推進剤（きっかけ）として事業を展開し、奈良県を訪れた多くの方へのモノづくりの魅力発信や地域の新たな観光コンテンツ造成につなげることを目的とする。

【クラフトフェアの概要】

奈良県の優れた県内製品（工芸等）を磨き上げるとともに積極的にPRすることを目的とし、歴史を有する伝統工芸品や高い技術を誇る工業製品、木製品、農産加工品を一堂に集めたイベントとして奈良県内において開催。併せて、県内の農産物を使った食の提供、各市町村の旬の農産物や特産品のマルシェ等を実施。

3. 委託上限金額

6,000,000円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5. 業務内容

(1) ブランディング対象事業者のリサーチ

- 県内事業者のうち、伝統工芸等の優れた技術を持つ事業者や、地場産業に関わる製品を製造・販売する事業者を調査する。
- 調査結果及びクラフトフェアの開催趣旨を踏まえ、事業者を少なくとも20社以上選定すること。
- リサーチ方法については、事業実施前に実行委員会へ報告すること。

(2) リサーチした技術・商品のブラッシュアップ

- (1)のリサーチにより掘り起こした事業者のもつ技術・商品に対して、その魅力の磨き上げ(ブラッシュアップ)を行うためのプログラムを設計・実施すること。
 - プログラムの設計・実施にあたっては、下記①～②の条件のもと行うこと。
 - ① 対象事業者数：10社以上
 - ② 実施時期：令和6年9月～令和7年3月(予定)
 - 県内の技術・事業者の特色に合ったプログラムを設計し、受講対象者が抱えるそれぞれの課題解決に向けた対応を行うこと。
 - プログラムに参加した事業者のうち2社以上について、次年度開催予定のクラフトフェアにおいて成果物を出展し、その成果を発表することを前提に支援すること。
- ※ 事業の充実を図るため、参加者から受益相当となる料金を徴収することも可能とする。なお、その場合は、徴収する金額を実行委員会と協議の上、設定すること。

6. 成果物の提出

受託者は、業務実施に係る実績報告書を以下の事項を含んで作成し提出すること。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 委託業務収支決算書
- (4) 委託業務に係る支出の費目別内訳
- (5) 委託業務の実施により得られた成果物
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7. 業務処理の注意事項

- 本事業の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、実行委

員会との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- 実行委員会から業務に改善を求めた場合、受託事業者は速やかにこれに対応しなければならない。

8. 再委託に関する事項

(1) 受託事業者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託事業者は、本事業の一部を委託することができるが、その場合は、事前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、実行委員会の了解を得なければならない。

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する業務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、実行委員会は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。

ア) 実行委員会から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

イ) 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、実行委員会に報告すること。

ウ) 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、実行委員会から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。

エ) 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

オ) 上記ア～エについて再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

(5) 本業務を複数業者が連携（再委託を含む）して実施する場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

9. その他

(1) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 仕様変更について

実行委員会は、本業務実施過程で本業務仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は委託費の範囲内において本業務仕様書の変更に応じること。

(3) 知的財産権の取扱

- ア) 実行委員会は、本業務により得られた知的財産権を受託者から譲り受けないものとする。
- イ) 実行委員会及び実行委員会が指定する第三者は、上記アにかかわらず、本業務の目的を達成するため必要がある場合又は公共の利益のために必要がある場合において、無償で上記アの知的財産権を実施することができる。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、実行委員会と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、実行委員会の決定するところによるものとする。

以 上